

## OECD 外国公務員贈賄防止条約採択 10 周年記念会合での アンヘル・グリア OECD 事務総長スピーチ

2007 年 11 月 21 日、ローマ

イタリア共和国首相プローディ閣下、各国閣僚およびご列席の皆様

本日ここローマの地を訪れ、OECD 外国公務員贈賄防止条約採択 10 周年を祝うことができますことをこの上ない喜びと感じております。お招きくださった主催国であるイタリア政府をはじめ、本条約に対する支援および尽力の意志を表明するためにご列席いただきました多くの各国閣僚の皆様にお礼を申し上げます。

皆様のご列席は、10 周年記念の重要性を訴える力強いメッセージとなっています。本条約採択 10 周年である今日のこの日は、贈賄防止の取り組みの新たな 1 ページを刻むものであり、またそうでなければなりません。本条約に定められた贈賄防止の方針、原則および目的に対する積極的支援を打ち出すために、かつてない多くの閣僚の皆様が世界各国から OECD の呼びかけのもと一堂に会していただきました。

10 年前の 1997 年 11 月 21 日、本条約は採択されました。現在、本条約締約国は 37 カ国にのぼります。OECD 加盟国 30 カ国に加え、アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、チリ、エストニア、スロヴェニア、そして新たに南アフリカが署名しています。

記念日というものは、いつのときも昔を振り返る機会となります。この 10 年間に私たちは何を成し遂げたのでしょうか。多くのことを成し遂げたと私は誇りを持って申し上げますことができます。本 OECD 条約の結果、各国は新たに贈賄防止法を可決し、特別調査・訴追部門を創設しました。これにより外国公務員への贈賄に対する制裁は効果的かつ抑止的に機能し、国際的な協調および協力が強化されました。もはや課税控除を賄賂の隠れ蓑にすることはできません。このように本条約はグローバルに公平な競争を展開するうえでの大きな前進となりました。

賄賂撲滅にあたり法律の制定はひとつの側面ですが、もう一方にその執行という側面があります。ですから私たちは執行面を監視し評価することに重点を置いています。昨日私たちは訴追担当官と、外国公務員への賄賂の検知、捜査および訴追に関する会合を開きました。これは汚職撲滅における極めて実践的な体験について情報交換する重要な会合となりました。会計手法および情報技術の進歩によって、汚職事件が起きやすく、しかし検知・訴追が難しくなっている現状を踏まえ、このような国際協力は絶対不可欠です。同時に汚職事件に対して常に警戒を怠らず、寛容であってはなりません。

現在、外国公務員への贈賄に対する捜査は 150 件を超えています。贈賄事件で処罰された個人および法人は 30 以上で、数百万ドルの罰金支払い命令を受けた事例もあります。ごく最近ですが、ドイツ当局は外国公務員への贈賄事件で、あるドイツ企業に対して 2 億ユーロの罰金を科しました。

さてせっかくの記念式典で苦言を呈することは不本意ではありますが、私たちが成し遂げたことはいまだ十分とはいえません。外国公務員贈賄防止条約の採択から 10 年を迎えましたが、ここで気を緩め現状に甘んじてよいということにはなりません。なすべきことは、まだたくさんあります。しかし残念ながら、意欲を持ってさらなる高みを目指すどころか、かつての固い意志が揺らいでいる国々もあります。また本条約をいまだ履行していない国もあります。そうした国々では捜査対象案件はほぼ皆無です。起訴したケースもありません。贈賄撲滅に向けての積極的な姿勢が見えないのです。

こうした状況は変えなければなりません。各国が広く足並みをそろえて信頼できる行動を取らなければ、現在強い対応をしている国までが、逆方向へ押し戻されることとなります。そうすると、汚職などが「ビジネス慣例」であった時代に逆戻りする可能性が高いのです。こうした状態を阻止するための唯一の方法は、必ず全員が同じルールに則って行動することです。そのためには実践的な施策も必要ですが、それ以上に政治レベルでの確約が重要になります。各国が贈賄作業部会へ派遣する代表の水準および専門性を高く維持しておくことが肝要です。

本条約はゲームのルールを変えました。外国公務員の汚職の視認性を高め、贈賄の問題を表に引き出しました。そして私たち OECD と皆さんが期待する効果を発揮してくれるでしょう。本条約は、他国が過度に優遇され、不当な利益を得ることがないように担保するものです。そうした点においてささやかな誇りを感じてもお許しいただけるものと思います。もし本 OECD 条約が採択されていなければ、この問題に対して現在私たちはどのように向き合っていたでしょうか。

しかし私たちは、さらに多くの国々、特に新興経済大国の本条約への署名を求めたいと思います。かつてこれら新興経済国は、外国企業が提供する商品およびサービスの買い手でしたが、現在では国内に国際市場での売り手となる企業が増えつつあります。従いまして外国公務員への贈賄に対するこうした国々の行動は、本条約が詳細に規定しているところの公平な競争の促進という点において重要になってきています。

私は本条約を推進し、さらに多くの国々に署名を促す活動に対して、締約国の皆様のご支

援を賜りたいと存じます。この度は中国、インド、インドネシア、イスラエル、ロシアの代表団のご列席を賜りました。近い将来、新たな締約国としてお迎えできれば幸いに存じます。

すべての利害関係者が本条約を受け入れる必要があることは言うまでもありません。汚職撲滅に積極的に取り組んでいる企業および市民社会団体はその数を増しています。その例として二つの団体をご紹介します。ひとつはダボス会議でエンジニアリング/建設、エネルギー、金属および鉱業分野の企業トップらによって発足した汚職に対する協イニシアティブ (PACI: Partnering Against Corruption Initiative) です。PACI を通じて 120 以上の企業が、汚職および贈賄撲滅への取り組み強化を約束しています。この取り組み強化は、各企業において贈賄に対するゼロトレランス方針を導入し、厳格な汚職防止プログラムを策定することで実現しようというものです。二つ目はフランスの Groupe d'information et de reflexion sur l'environnement commercial international (国際商取引環境に関する情報収集および考察のための団体) で、フランスの大手企業も複数加盟しています。こうした団体のほか本 OECD 条約に協力する継続的な取り組みに参加する企業が増えていくことを私たちは期待しております。また汚職撲滅に積極的に取り組んでいるこのほかの国際的な組織との関係を深めていく必要もあり、中でも国連腐敗防止条約は重要な取り組みです。また世界銀行の活動に対しても敬意を表したいと思っております。私たちはこうした組織の尽力および継続的な取り組みに感謝するとともに、こうした組織が精力的に推進する汚職防止の方針および戦略を受け入れる企業が増えていくことを期待しています。最後になりましたが、トランスペアレンシー・インターナショナルの活動も忘れてはならない重要なものです。

最後に、私たちにはこの記念日を祝うとともに、次の 10 年に向けて現在の検討課題をさらに推し進めていく大切な機会としてこの日を捉える理由があるということを申し上げたいと思っております。OECD 外国公務員贈賄防止条約の次の 10 年間は、大いなる志と献身努力そして国際協力実現の 10 年でなければなりません。この度採択した声明はそうした意味で心強いものです。10 年後には、全締約国を受け入れるためにさらに広い会場が必要となり、その成功の軌跡が今以上に目覚ましいものであることを願ってやみません。

ご清聴ありがとうございました。